

## 第2回審議会

# 水道事業における料金体系の課題 と目指す料金体系方針

令和3年10月11日

水道総務部水道経営室企画課



# 目次

1. 東大阪市における水道料金制度の概要
2. 東大阪市が目指す料金体系方針（案）
  - ①基本水量の解消
  - ②用途別から用途別口径別併用への変更
  - ③従量料金における逡増度の緩和
3. 料金体系方針（案）まとめ

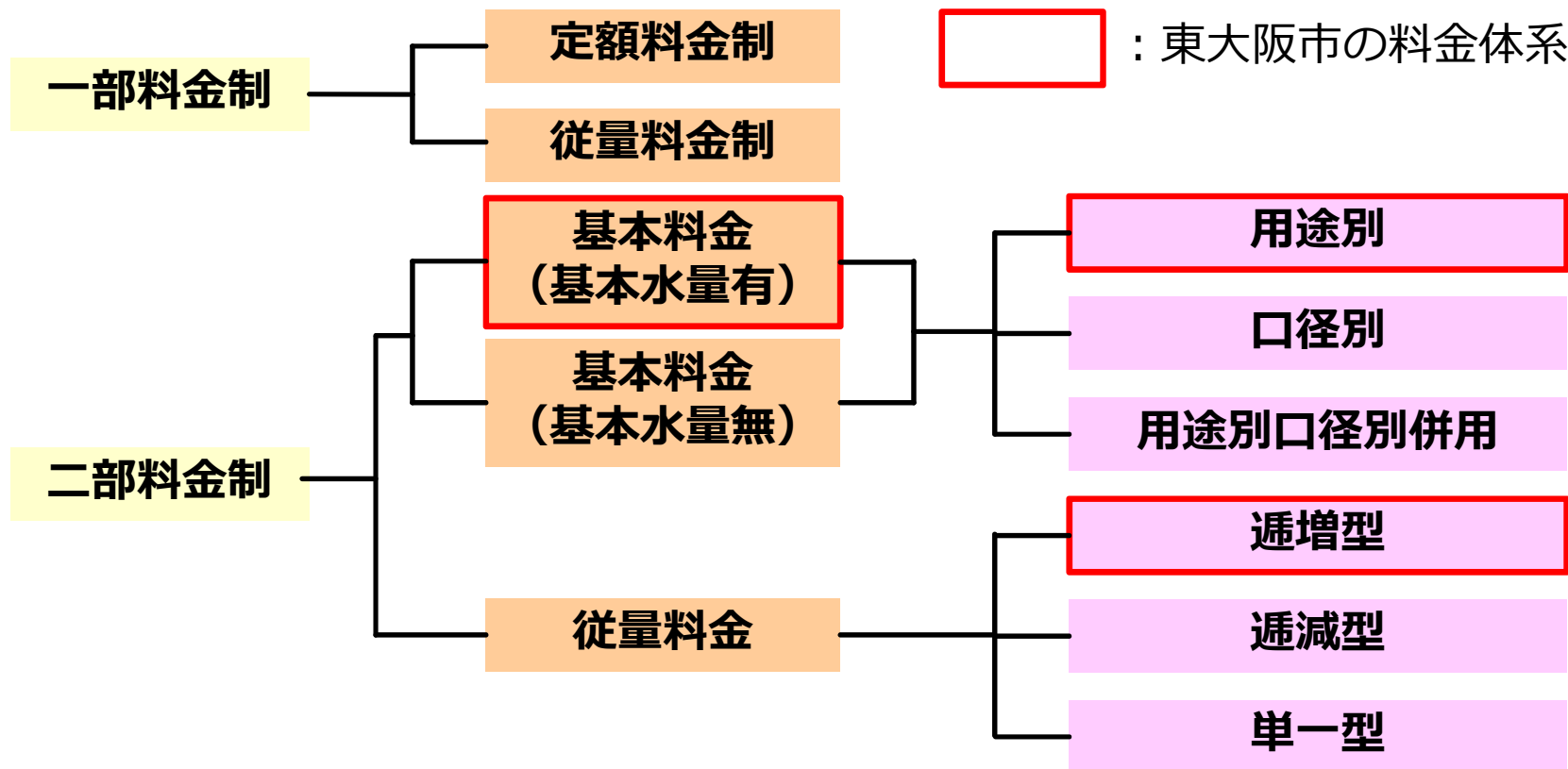
## 東大阪市における水道料金制度の概要

### 《水道料金の構成と東大阪市の料金体系》

水道料金の構成は一部料金制と二部料金制に分類される。

基本料金は、用途や口径に応じて異なる料金が設定される。また、一定水量内であれば定額となる「基本水量」が付与される場合がある。

従量料金は、使用水量で単価が異なる逡増・逡減型と単一型に分類される。



3

## 東大阪市における水道料金制度の概要

《東大阪市が採用している二部料金制とは》

水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金で構成されている（二部料金制）。

水道料金（二部料金制）

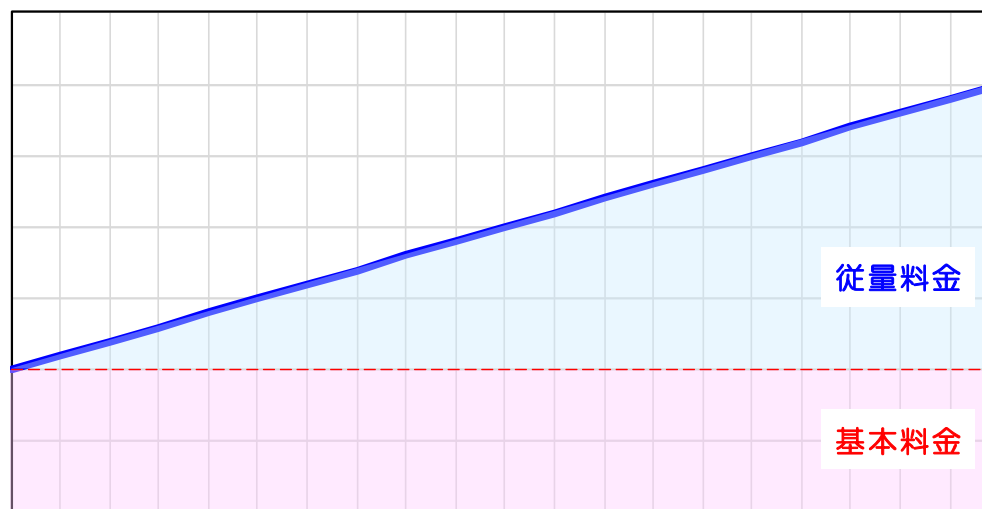
基本料金

+

従量料金

二部料金制の  
イメージ

料金  
(円/月)



使用水量(m<sup>3</sup>/月)

## 東大阪市における水道料金制度の概要

### 《東大阪市が採用している用途別料金体系とは》

水道料金体系は、主に「用途別」「口径別」「用途別口径別併用」に分類される。

#### 料金体系

**用途別**：用途別（家庭用、業務用等）に料金を設定する方法 ←**本市で採用**

- ・一般家庭用の用途区分を設定することで、生活用水の低廉化が図れる
- ・用途の区分が明確でなく、客観性に欠ける
- ・水道料金算定要領（日本水道協会）において、漸進的に解消することとされている。

**口径別**：水道メーターの口径の違いによって設定する方法

- ・使用水量が概ね水道メーターの口径の大小に対応しているため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる（個別原価主義）

**用途別口径別併用**：用途別と口径別を併用する方法

- ・個別原価の考え方を取り入れながら、一般家庭用への配慮が可能

5

## 東大阪市における水道料金制度の概要

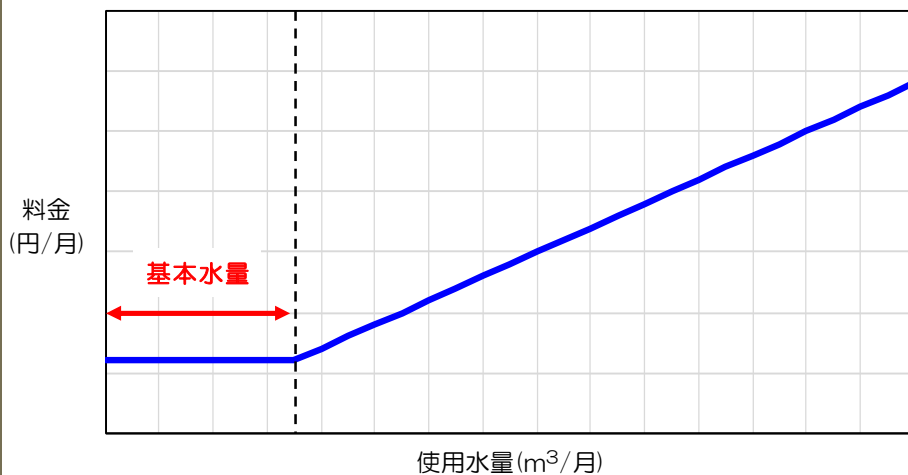
### 《東大阪市が採用している基本水量とは》

基本料金に、「**基本水量**」として一定水量を設定・付与する場合があります、**東大阪市では付与**している。

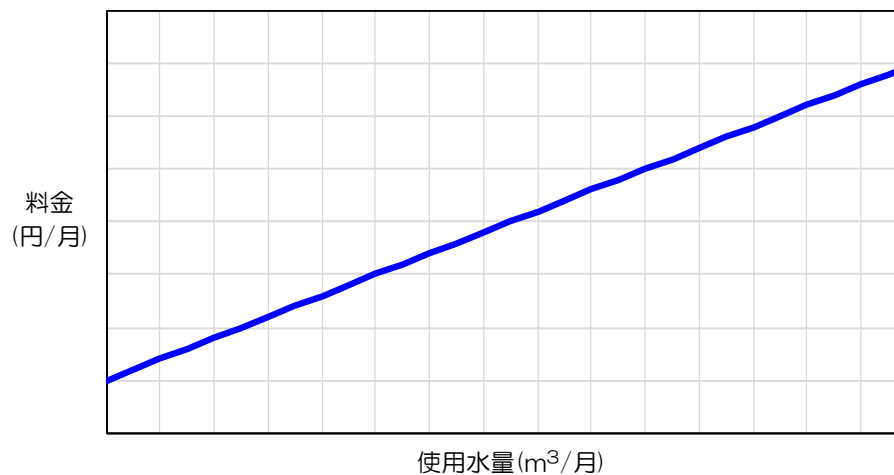
#### 基本水量

公衆衛生を向上し、生活上必要な水使用を促すことを目的として「基本料金」に付与される水量。基本水量内であれば定額料金（＝基本料金）となる。

本市の場合、家事用であれば基本水量を $7\text{m}^3$ として設定している（使用水量が $0\sim 7\text{m}^3$ であれば、基本料金608円（1ヵ月あたり、税抜）のみの支払いとなる）。



基本水量ありのイメージ



基本水量なしのイメージ

# 東大阪市における水道料金制度の概要

## 《東大阪市が採用している逡増型とは》

従量料金は、主に「逡増型」「逡減型」「単一型」に分類される。

### 従量料金

※日本水道協会 水道料金表（令和2年4月1日現在）

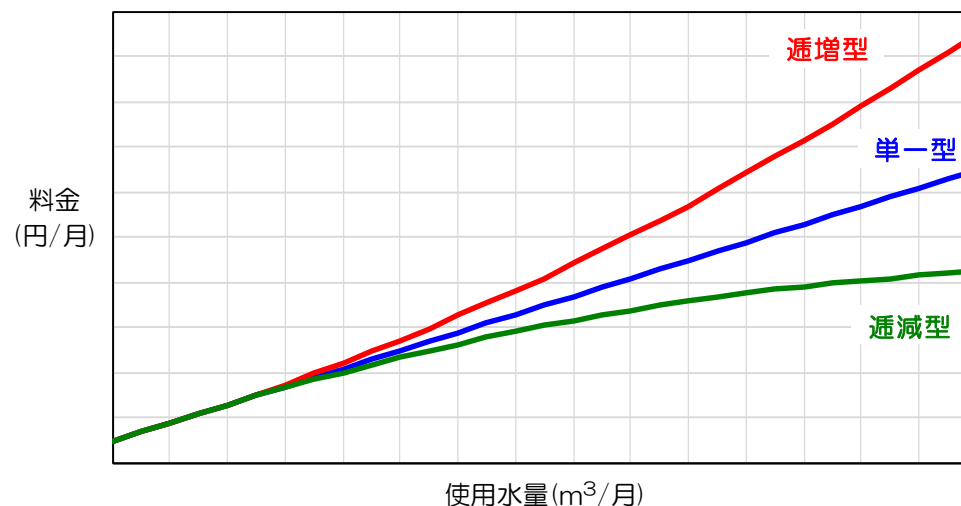
従量料金は、目的に応じて以下のような従量単価が設定される

**逡増型**：使用水量が増加するに従い単価が上がる料金制度 ←**本市で採用**  
 （水道事業者の67.4%\*が逡増型を採用）

**逡減型**：使用水量が増加するに従い単価が下がる料金制度

**単一型**：使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした料金制度

### 型別の従量料金 （イメージ）



# 東大阪市における水道料金制度の概要

## 《東大阪市の料金体系》

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり。

**【基本料金】基本水量あり、用途別**

**【従量料金】逡増型**

### 東大阪市の料金表（1カ月あたり）

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金単価 < 上段 : 水量 (m <sup>3</sup> ) ・ 下段 : 金額 (円/m <sup>3</sup> ) >						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	608	98	146	208	247			
			11~						
業務用	10	1,462	247						
			31~						
公共用	30	4,472	326						
			501	601	2001	3001	4001	5001	6001~
浴場用	500	31,000	~600	~2000	~3000	~4000	~5000	~6000	
			62	102	104	113	123	189	247
事業用	30	6,604	31~						
			347						
臨時用	10	4,858	11~						
			580						



# 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

## 《本市の目指す料金体系》

第1回の審議会を受けて、東大阪市では、以下のような料金体系の見直しを検討する。

	料金構成	基本水量	用途別・口径別	従量料金
現状	二部料金制	あり	用途別	逓増型
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直す必要は見当たらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道が十分に普及した状況を踏まえ、節水努力が反映されるよう基本水量を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担の公平性、料金体系の明確性を確保するため、口径別体系を採用する</li> <li>ただし、料金の激変を回避するため、一部用途区分は存置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化の観点から、逓増型を維持する必要がある</li> <li>公平性を確保するために家事用の逓増度の緩和が必要</li> </ul>
モデルケース	二部料金制	なし	用途別口径別併用 (用途区分見直し)	逓増型 (家事用の逓増度見直し (緩和))

## ①基本水量の解消

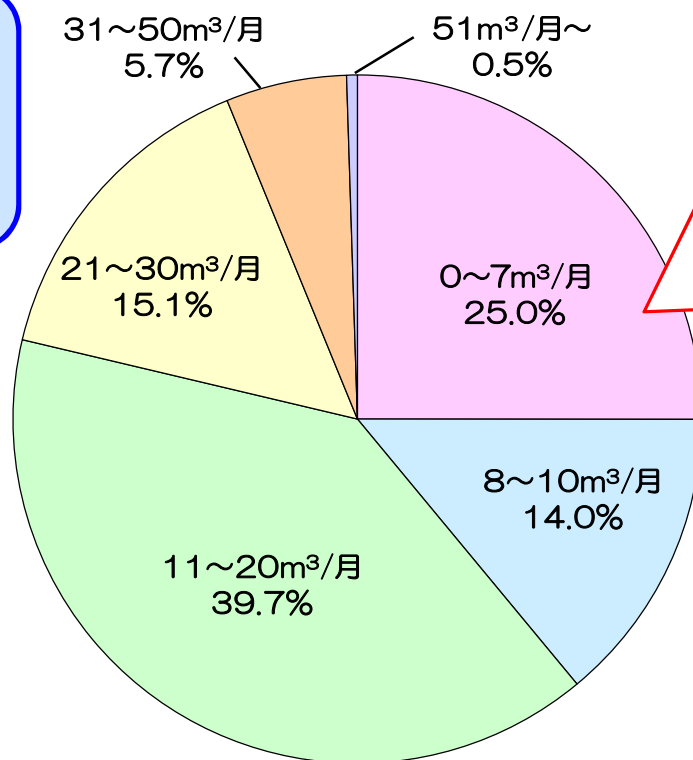
## 本市における水道利用の実態

### 《本市における家事用の水量別給水戸数割合》

本市では、基本料金に一定の水量を付与する「基本水量」を設定している（例：家事用であれば7m<sup>3</sup>/月）。

用途が家事用である給水戸数のうち、1カ月あたり使用水量が基本水量（7m<sup>3</sup>）以内となっている給水戸数は全体の**25%**である。

1カ月あたりの  
使用水量別  
給水戸数割合  
(R2、家事用)



#### 基本水量内の内訳

使用水量 (m <sup>3</sup> /月)	給水戸数割合 (%)
0	3.2%
1	2.5%
2	1.9%
3	2.0%
4	2.6%
5	3.3%
6	4.1%
7	5.4%

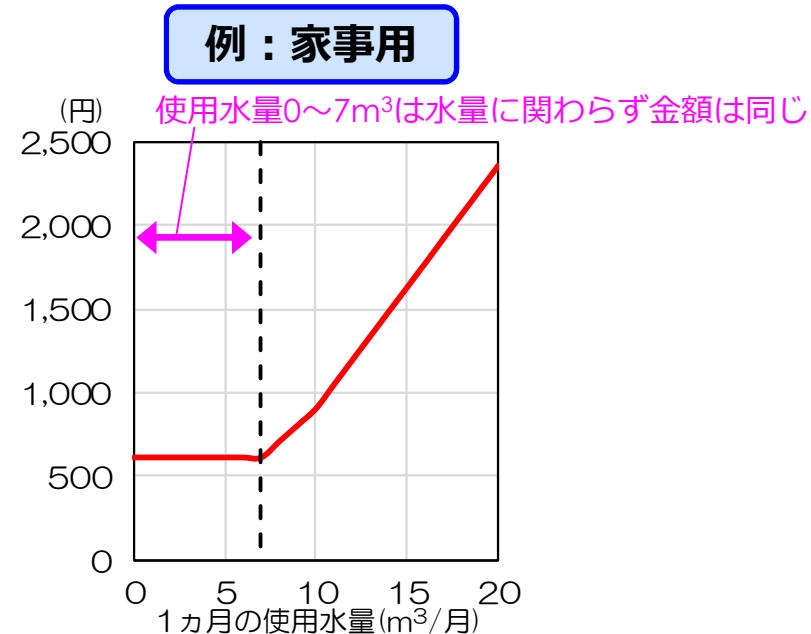
## 基本水量がもたらす課題

### 《課題①：利用者の節水意識を阻害する》

基本料金は、水を全く使用しない場合でも生じる料金であるが、近年、単身世帯の増加などにより、1カ月の使用水量が基本水量以下の利用者が増加傾向にあり、この結果、**利用者の節水意識を阻害する可能性がある**など、一律に付与している基本水量のあり方が課題となっている。

用途区分	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)
家事用	7	608
業務用	10	1,462
公共用	30	4,472
浴場用	500	31,000
事業用	30	6,604
臨時用	10	4,858

※1カ月あたり、金額は税抜



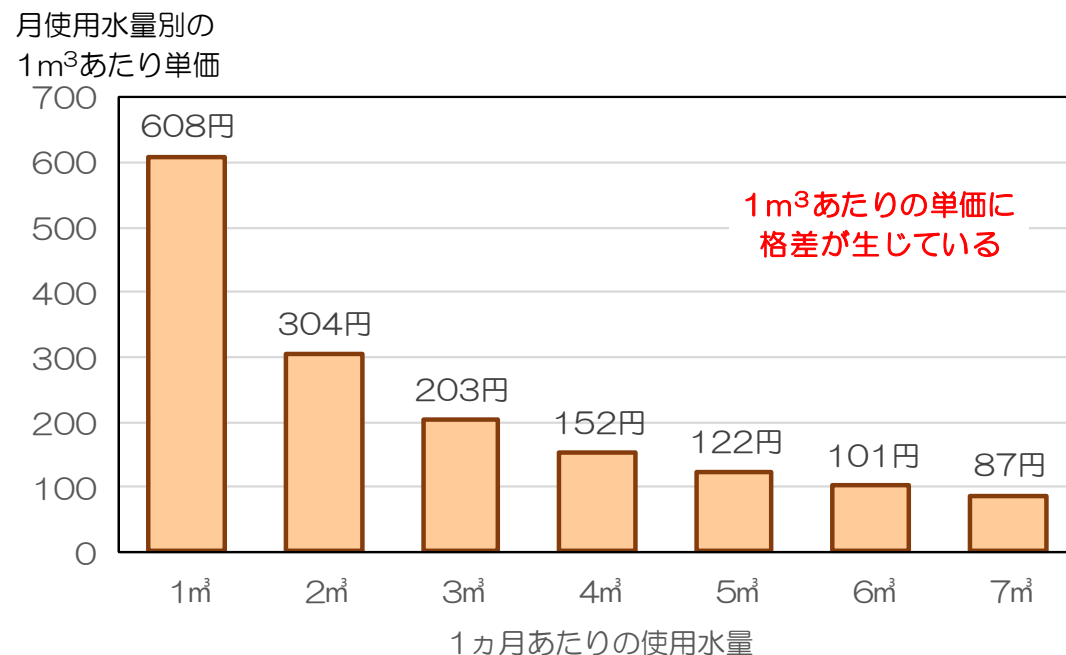
節水意識を阻害している

## 基本水量がもたらす課題

### 《課題②：利用者の公平性に欠ける》

基本水量を設定することによって、1m<sup>3</sup>の水を使った場合と7m<sup>3</sup>を使った場合で、単価に大きな差が生じてしまい、公平性に欠けるなど、一律に付与している基本水量のあり方が課題となっている。

#### 家事用における基本水量（7m<sup>3</sup>/月）以下の1m<sup>3</sup>あたり単価



使用水量毎で単価  
に大きな差が生じ、  
公平性に欠ける

## 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

### 《方針案：基本水量の解消》

普及率が概ね100%となった現在では、基本水量は「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的を概ね達成しており、その制度を継続する必要性は低い。

水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされている。

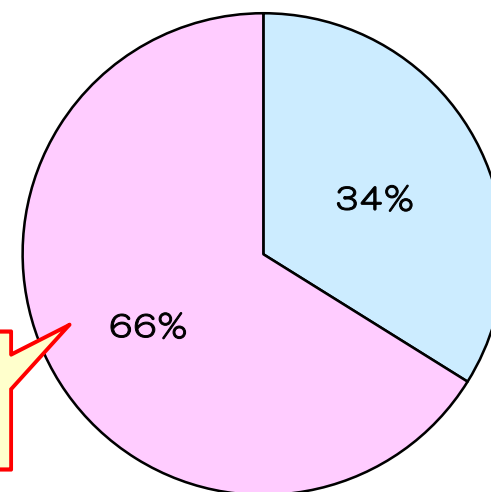
以上のことから、**基本水量は解消する**方針とする。

#### 水道料金算定要領より

- ・ 用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、 経過的に存置することはやむを得ない。

中核市の約7割が「基本水量なし」としている

#### 基本水量の有無 (中核市)



□ 基本水量あり □ 基本水量なし

## ②用途別から 用途別口径別併用への変更

## 望ましい料金体系である口径別料金体系

水道法において、「**特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと**」と規定されている。

さらに、個々のサービス供給に必要な原価に基づいて料金を設定しようとする考え方である**口径別料金体系によって、公平性が保たれる**とされている。

### 公益社団法人日本水道協会 水道料金改定業務の手引《平成29年3月》より

- 水道法第14条第2項第4号の規定には、「**特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。**」とあり、この規定は水道料金に対しても当てはまる。したがって、水道料金は、使用者負担の客観的妥当性を確保するため、基本的には個別原価主義を基調として設定されるべきとされている。
- 個別原価主義とは、料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定しようとする考え方で、**口径別料金体系に代表され**、個々の料金が個別原価という客観的数値をもとに決定されるため、**公平性が保たれる**こと、また、サービス需要の増大に伴う増分原価を個々の料金によって回収できること等の利点があり、**より優れた考え方**とされている。

▶ **口径別料金体系とすることが望ましい**



## 現行の用途別料金体系の課題

### 《課題①：複雑な料金体系》

本市では用途別料金体系を採用しているが、用途区分が多く、**大阪府下の他事業体に比べ複雑な料金体系**となっている

#### 大阪府下の現在給水人口25万人以上の事業体における用途区分

市町村	用途区分
東大阪市	家事用、業務用、公共用、浴場用、事業用、臨時用
大阪市	一般用、業務用、湯屋用
枚方市	一般用、浴場用、臨時用
豊中市	一般用、湯屋用、臨時用
吹田市	一般用、公衆浴場用、臨時用
堺市	－（口径別料金体系）
高槻市	一般用、公衆浴場用
八尾市	一般用、浴場用、臨時用

用途区分の数が多く、利用者にわかりづらい体系となっている

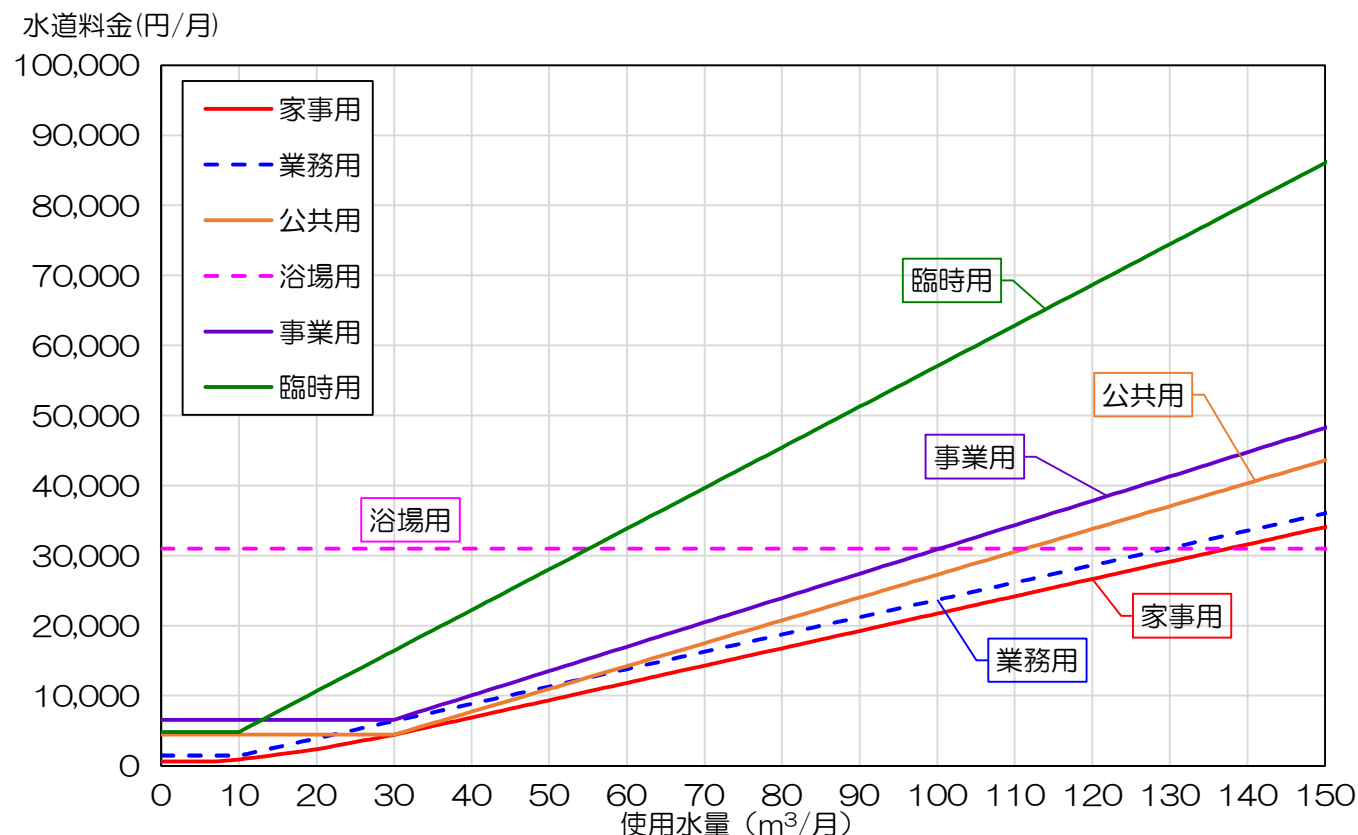
## 現行の用途別料金体系の課題

### 《課題②：用途間での公平性が確保できていない》

家事用に配慮された料金体系となっていることから、その他用途の料金と格差が生じており、**費用負担の公平性が確保できていない**。

#### 用途別の 水道料金

用途間での不公平感を改善する必要がある



# 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

## 《方針案：用途区分の集約》

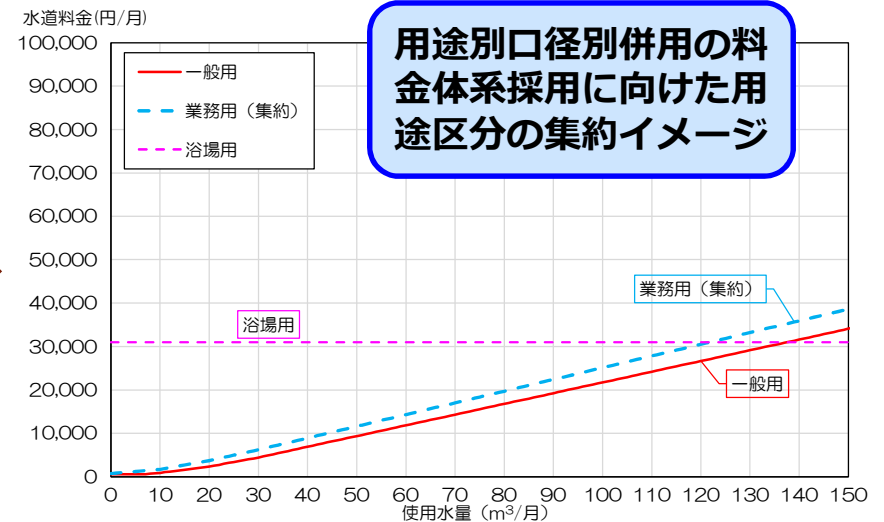
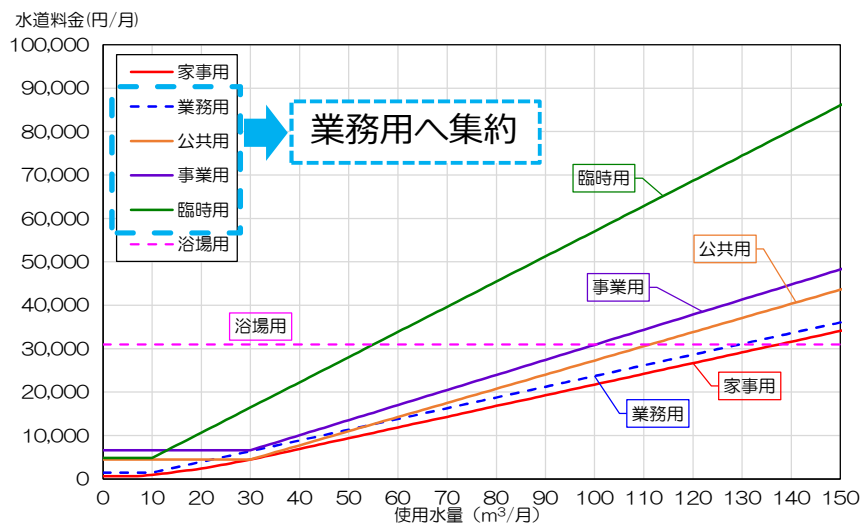
口径別料金体系とする場合における影響を緩和するため、一部の用途を残し、「用途別口径別併用の料金体系」とする方針とする。

ただし、複雑な用途区分解消に向けた、**用途区分の集約**を行う。

### 用途区分 集約の 考え方

### 3 区分に集約

- ① 最も安い家事用を他の用途に近づけた場合、大幅な値上げが生じるため、残す。  
⇒ **一般用**とする
- ② 浴場用の場合、大量使用を前提に設定された料金体系で、銭湯の利用料金の値上げを抑制するため、残す。  
⇒ **浴場用**とする
- ③ その他の業務用、公共用、事業用、臨時用については、用途をまとめる。  
⇒ **業務用**とする



## 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

### 《方針案：用途別口径別併用の料金体系イメージ》

口径別料金体系とする場合における影響を緩和するため、一部の用途を残し、「用途別口径別併用の料金体系」とする方針とする。

ただし、複雑な用途区分を解消するため、用途区分の集約を行う。

口径	基本料金(円)	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )						
		1~10	11~15	16~20	21~40	41~100	101~	
13~25mm	760	5	106	168	203	229	241	
40mm	1,150	1~10	11~15	16~20	21~40	41~100	101~200	201~
50mm	2,375	5	106	193	228	257	288	316
75mm	2,925	1~10	11~15	16~				
100mm	3,540	5	106	62				
150mm	5,325							
200mm	6,880							

用途別口径別併用の料金イメージ  
(用途区分集約後)



水道メータの口径

## 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

### 《方針案：用途別口径別併用の料金体系》

水道料金算定要領において、口径別料金体系を原則とする旨が記載されている。また、中核市においては、口径別料金体系を採用している事業者が多く、用途別から口径別への変更が進んでいる状況である。

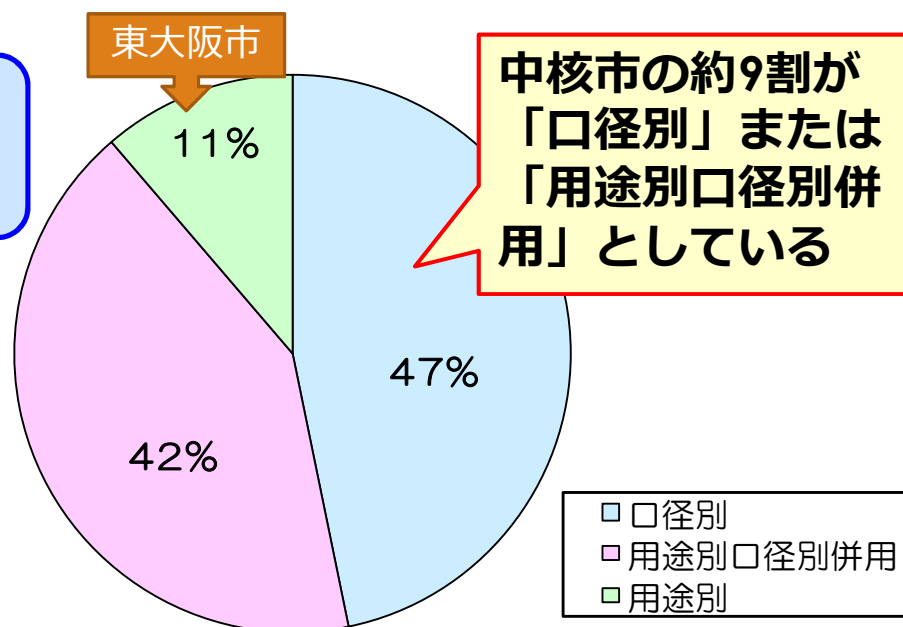
一方で、一度に全ての用途区分を撤廃した場合、前述のとおり水道料金の激変を招くことから、段階的な解消を目指し、当面一部用途区分は存置することが望ましい。

以上のことから、**用途別口径別併用の料金体系を採用し、用途区分を見直す**方針とする。

用途別・口径別  
料金体系の採用状況  
(中核市)

#### 水道料金算定要領より（再掲）

- ・ 用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。



### ③従量料金における 逡増度の緩和

## 現行の従量料金（逡増度）の課題

### 《逡増度とは》

逡増度とは、使用水量が多くなるに伴い1m<sup>3</sup>あたりの単価が高くなる度合いで、最高単価と最低単価を比較して算出する。

#### ■東大阪市の逡増度（家事用、10m<sup>3</sup>単位で算出）

$$\text{最低単価} = 608\text{円} (\text{基本水量}7\text{m}^3) + 98\text{円} \times 3\text{m}^3 = 902\text{円}$$

$$\text{最高単価} = 247\text{円} \times 10 = 2,470\text{円}$$

$$\text{逡増度} = \text{最高単価} \div \text{最低単価} = 2,470\text{円} \div 902\text{円} \approx \mathbf{2.7}$$

#### 東大阪市の家事用料金表（1ヵ月あたり）

※表中の金額は、全て税抜

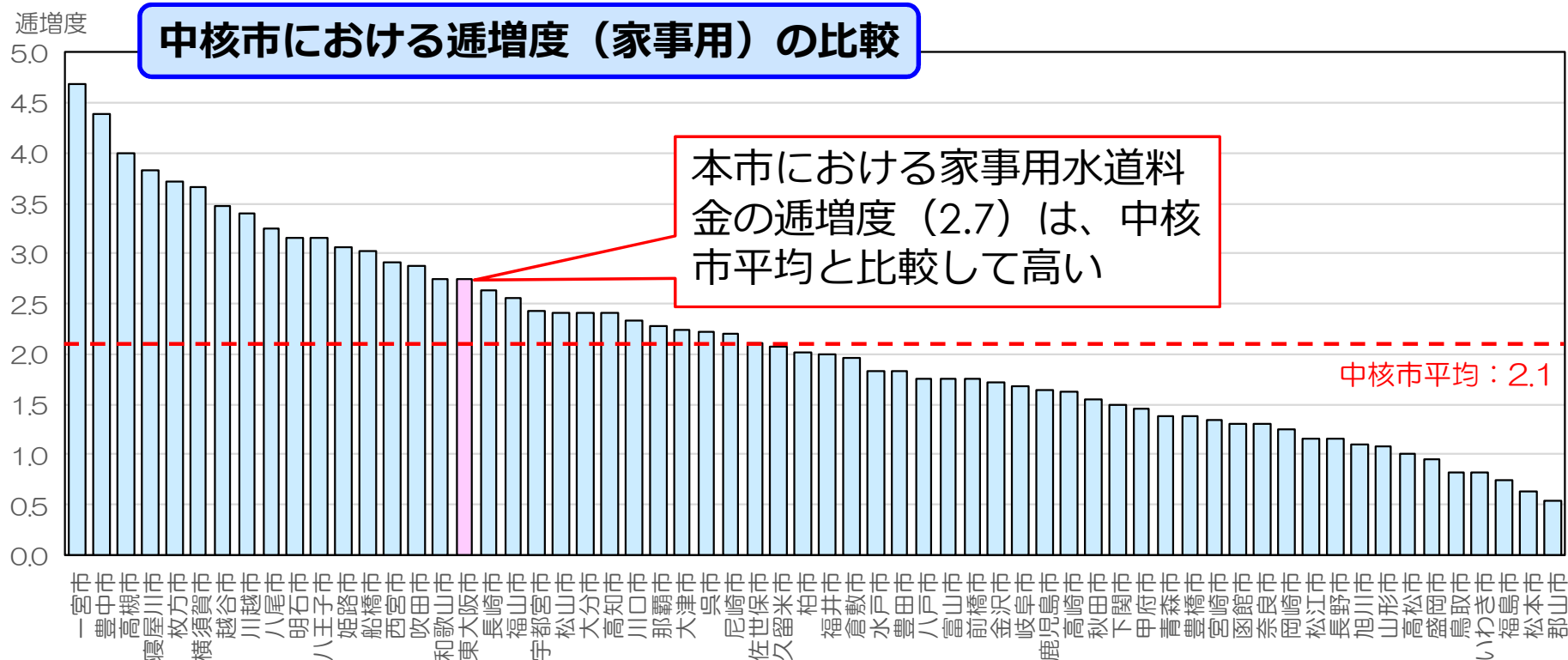
用途 区分	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金単価 <上段：水量 (m <sup>3</sup> ) ・ 下段：金額 (円/m <sup>3</sup> ) >						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	608	98	146	208	247			

# 現行の従量料金（逓増度）の課題

## 《課題①：他の中核市と比べやや高い逓増度》

東大阪市では、他の中核市と比べ**本市の逓増度は比較的高くなっており、大口使用者への負担が大きくなっている。**

生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化（節水の促進）の観点から、逓増型を維持する必要があるものの、**大口使用者と小口使用者との間で公平性に劣っており、改善の余地がある。**

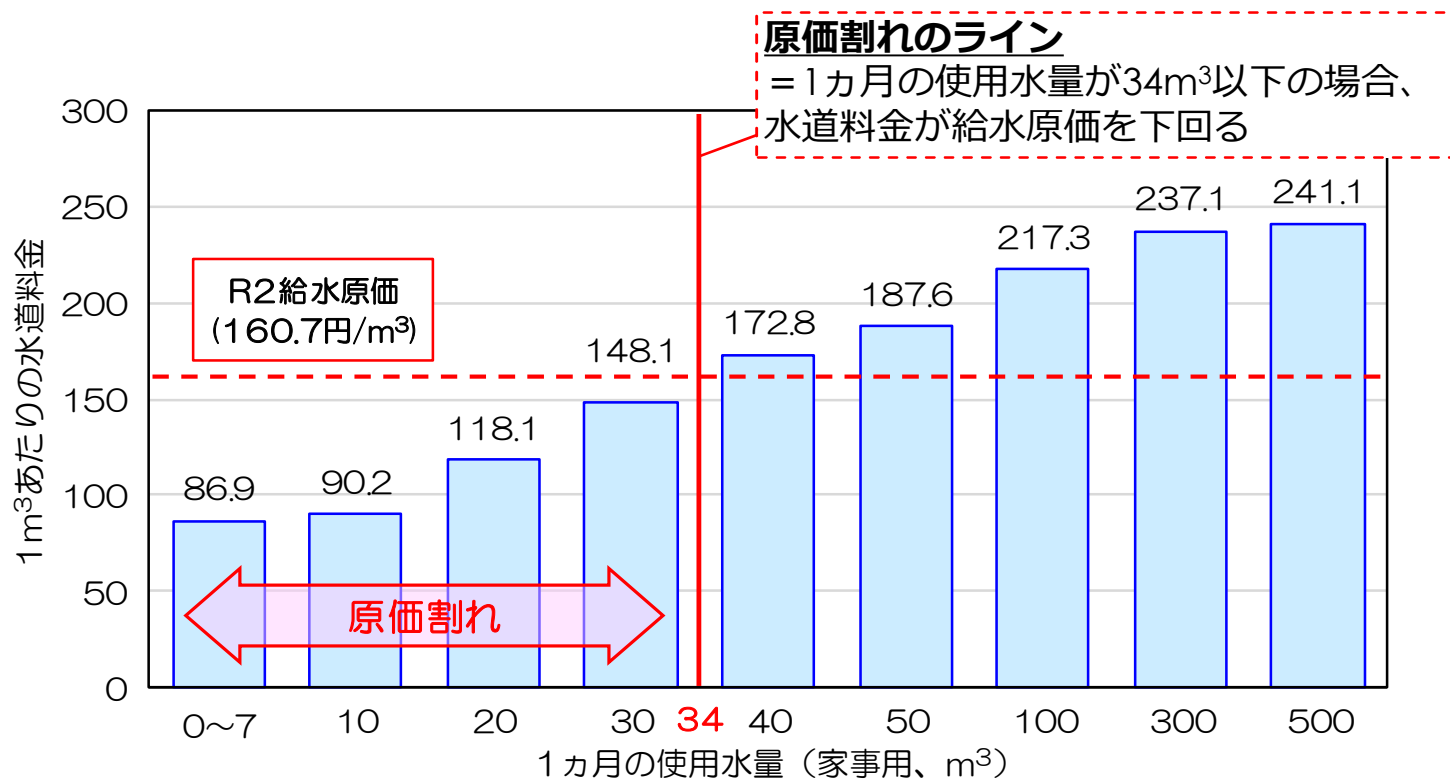




## 現行の従量料金（逦増度）の課題

### 《課題②：原価割れの発生（家事用）》

本市では、一般家庭が安くなる料金設定となっている一方で、原価割れのライン（使用水量：34m<sup>3</sup>/月）以下の戸数が約96%となっており、水道水を供給するために**必要な経費が回収しにくい料金体系**となっている。



▶ **原価割れの改善に向けた検討が必要**

## 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

《方針案：従量料金における逡増度の緩和》

東大阪市では、家事用の逡増度を緩和して、大口利用者と小口利用者間の公平性の向上を図る。

また、大きく原価割れを起こしている家事用について、原価割れを低減し、経営面での安定を図る。



**従量料金における逡増度の緩和を目指す**

## 料金体系方針（案）まとめ

以上の内容を踏まえ、本市における料金体系方針は以下のとおりとする。

	料金構成	基本水量	用途別・口径別	従量料金
現状	二部料金制	あり	用途別	逓増型
今後の方針	二部料金制	なし	用途別口径別併用 ＋ 用途区分の集約 (一般用、業務用、浴場 用の3区分)	逓増型 ＋ 従量料金における 家事用の逓増度緩和



# 水道料金制度に係る用語説明

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは従量料金のいずれかを採用した料金制度
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度
用途別料金体系	用途区分（家庭用、業務用等）に応じた料金を設定する体系
口径別料金体系	水道メーターの口径に応じた料金を設定する体系
基本料金	水使用の有無に関わらず負担いただく料金
従量料金	使用水量に応じて負担いただく料金（使用水量に単価を乗じて計算される）
基本水量	基本料金に付与する一定の水量（その範囲内での使用に対しては定額の基本料金のみを負担いただく）
逓増型従量料金	使用水量が増加するに従い単価が上がる従量料金制
逓減型従量料金	使用水量が増加するに従い単価が下がる従量料金制
単一型従量料金	使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした従量料金制

## 東大阪市水道事業の課題

### 《本市の水道事業及び水道料金に係る課題の概要》

区分	項目	課題
水道事業の 財政収支見 通し	給水収益・資 金残高	減少傾向が続き、今後健全な経営の継続が困難となる
	企業債残高	増加傾向が続き、将来世代の負担が大きくなる
水道料金に 係る課題	基本水量	基本水量以下の範囲で節水しても料金は変わらないため、節水意識を阻害する可能性がある
	用途別料金体 系	用途区分が複雑であることに加え、用途間での不公平感がある
	料金水準 (原価割れ)	家事用の大部分が原価割れしている状況であり、必要な経費が回収しにくい料金体系である
	逡増度	家事用では大口利用者への負担が大きく、公平性に欠ける

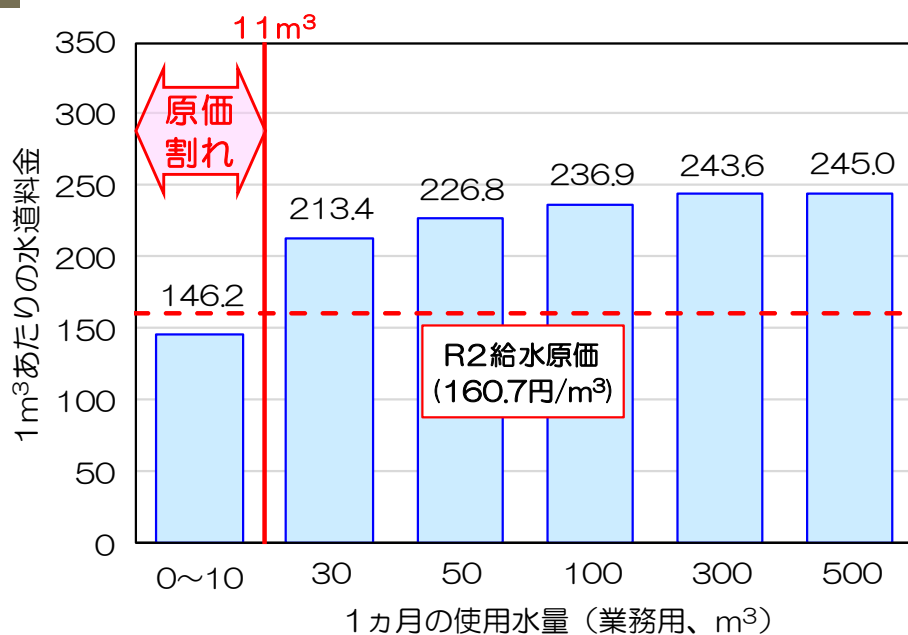
健全な水道事業を持続していくためには、**料金改定**  
**が必要不可欠**

### 参考3

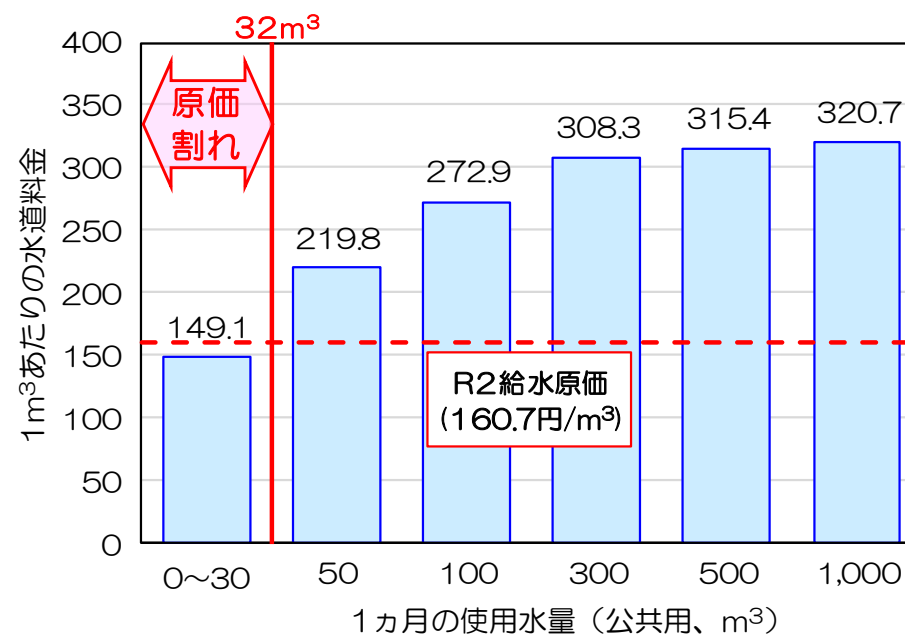
## 1m<sup>3</sup>あたりの水道料金 《業務用・公共用》

業務用・公共用における原価割れのラインは、以下のとおりである。

### 1m<sup>3</sup>あたりの 水道料金（業務用）



### 1m<sup>3</sup>あたりの 水道料金（公共用）



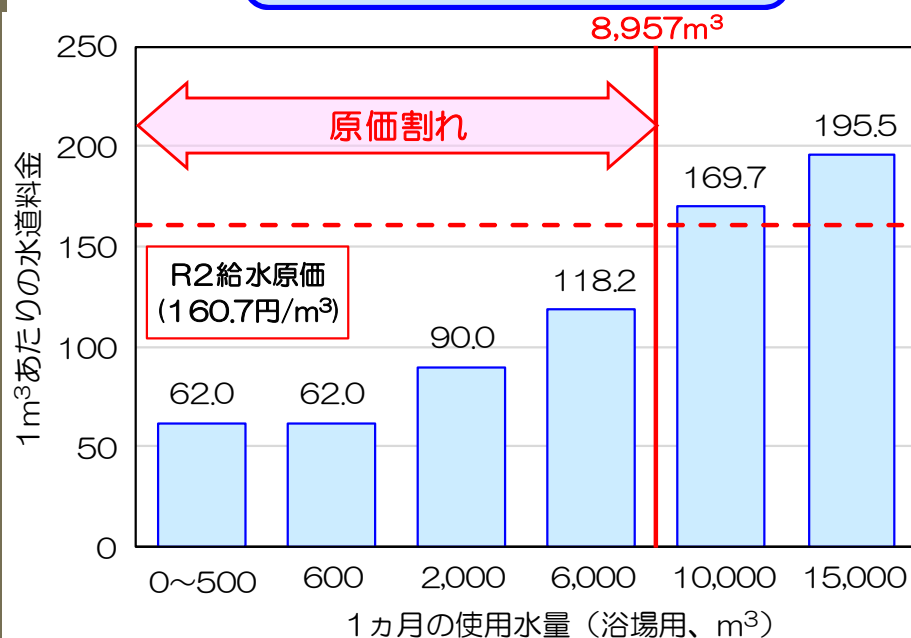
## 参考4

# 1m<sup>3</sup>あたりの水道料金

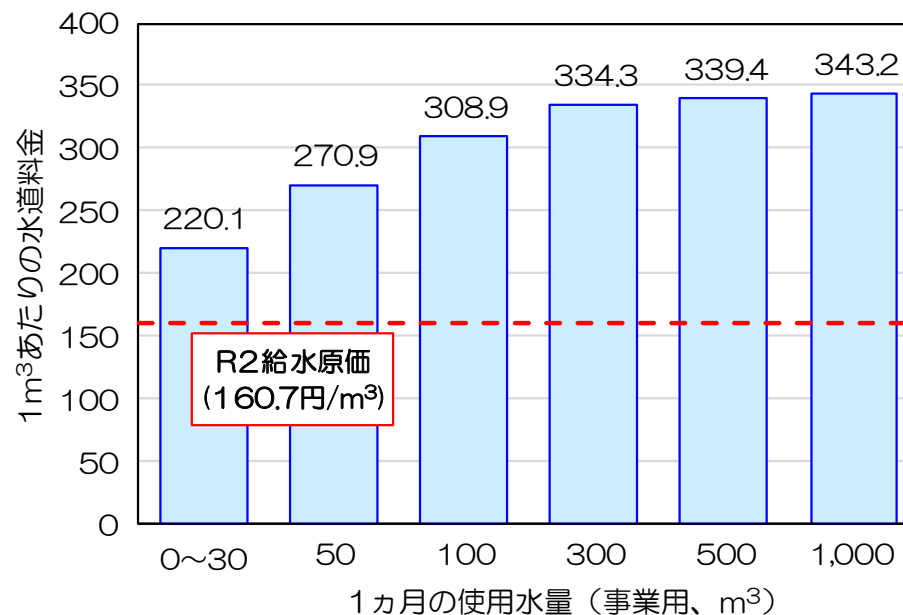
## 《浴場用・事業用》

浴場用における原価割れのラインは、以下のとおりである（事業用については全ての水量区分で1m<sup>3</sup>あたりの水道料金が給水原価を上回る）。

### 1m<sup>3</sup>あたりの 水道料金（浴場用）



### 1m<sup>3</sup>あたりの 水道料金（事業用）





# 東大阪市が目指す料金体系方針（案）

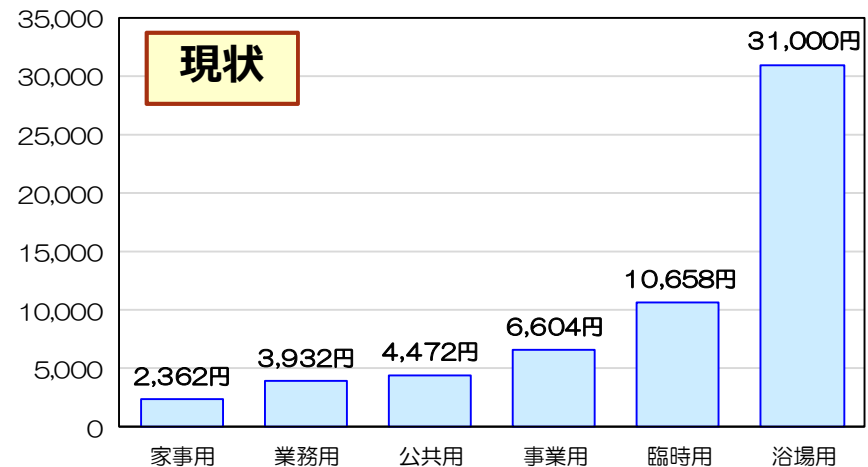
## 《口径別料金体系に変更した場合の影響》

口径別料金体系とする場合、基本的に同口径では同じ水道料金となる。

一方、現在の用途別料金体系では大きな料金格差があるため、口径別料金へ変更した場合、現在からの変化が大きくなり、市民生活への影響が大きい。このような料金の激変を避けるためには、**段階的に口径別料金体系へ移行することが望ましい。**

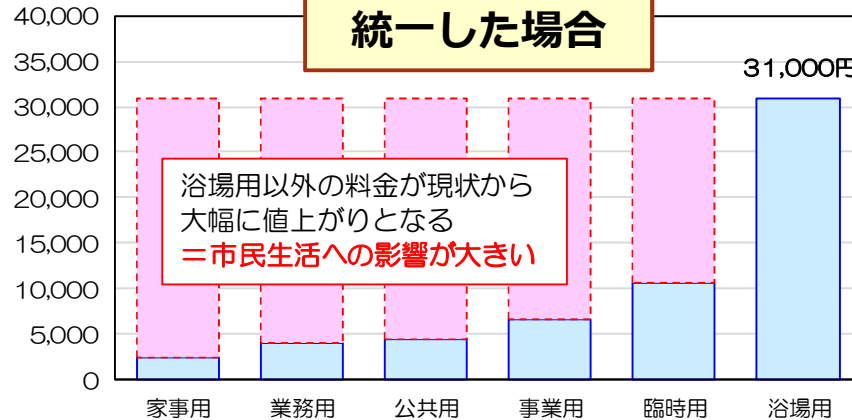
使用水量20m<sup>3</sup>/月の場合

水道料金(円/1ヵ月)



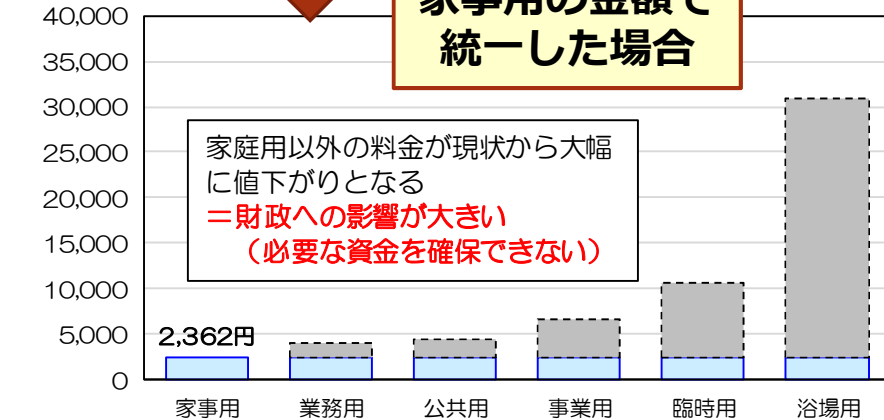
水道料金(円/1ヵ月)

浴場用の金額で統一した場合



水道料金(円/1ヵ月)

家事用の金額で統一した場合



※ここで示す図はあくまでイメージのため、改定後の料金を示したものではありません